

第6回学校再生分科会議事要旨

- 1, 日 時 平成19年2月5日(月)17時~19時
- 2, 場 所 虎ノ門パストラル「ロゼの間」
- 3, 出席者 下村官房副長官 山谷総理大臣補佐官 有識者委員10名

(白石主査)

只今から第6回の第一分科会を開催する。委員の皆様には、ご多忙中、ご出席いただき感謝。はじめに山谷内閣総理大臣補佐官よりひとことご挨拶をお願いしたい。

(山谷総理大臣補佐官)

先日は、みなさまのご協力により、総理に第一次報告書を提出することができ、感謝。本日は1月24日の総会時に、総理から「教育委員会の改革については、引き続き具体策の検討を早急に進めていただきたい」とのお言葉を頂戴した事から開催させていただく。先日の安倍総理による教育三法案の通常国会提出というご発言を踏まえ、文科省では、現在「教育法制度整備推進本部」を省内に設置して法案化作業を加速している。本部長は伊吹文部科学大臣ご自身が務めておられる。法案提出期限を3月13日に控え、教育再生会議の追加的な提言は速やかに提出されることが求められている。現在国会開催中であり、総会の開催は困難な状況にある。本日は、第一分科会として、教育委員会の改革に関する追加的な方向性について取りまとめ、提言できれば有り難い。皆様のご協力をお願いします。

(白石主査)

本日は、前半で「教育委員会制度の見直し」について、その後、「第一分科会の今後の検討課題」をご審議いただきたい。まず、「教育委員会制度の見直し」について、小野副主査より説明する。

(小野副主査)

資料1について、白石主査に相談しながら、事務局と協議をして取りまとめた。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、その結果が、第一次報告を受けて、国民に分かりやすく出来るだけ具体的になるようにした。若干抽象的なところもあると思うが、できるだけ教育委員会を再生できるよう努力した。

小野副主査より、「教育委員会制度の抜本的な見直しについて」(資料1)について説明。

(渡邊委員)

今までの話し合いの内容と比べ、マイルドとの説明もあったが、かなり腰が弱い、積極的でない印象である。小規模市町村の教育委員会統合も、5万人の市町村規模でも教育委員会は、それぞれに必要なか。地域の独自色や、子供たちのセーフティーネットを張るため市町村の教育委員会は必要だが、教科書の選択などが本当に5万人ごとに必要なのか。

二点目に、6.の人事権について、自身も神奈川県教育委員にでており、懲罰だけを神奈川県教育委員が市の職員に対して行うが、その懲罰の事を決定するための調査すら

ままならない。採用や人事権を一定規模の市町村にしっかりゆだね、都道府県は中途半端な権限を全部委譲する方がスマート、スムーズである。このねじれ現象に、市も県も甘え、みんなが無責任になっているので、メスをいれたい。

もう一点、神奈川県教育委員会で公開が問題になっている。先日、県議会で教育長が公開を約束したが、その中身は、できレースの部分で、現在、実質的な話し合いがなされる協議会の公開を検討中である。また、教育長と事務局の間で、大切な事は決まっているので、この教育長を中心とした事務局の会と教育委員会の検討段階も含めた会を公開した上で、評価を受けないと形だけになる。

(小野副主査)

委員協議会というのは抜け道的な感じがする。人事案件のようなものは公開にすべきでないが、それ以外は地方教育行政法で、教育委員会は公開となっているので、公開すべきである。

(義家委員)

公開について渡邊委員が言われたような現実はあるが、全てを協議会で話し合わず、会議にかける難しさもある。横浜市では、朝の9時位から夕方5時6時までやっても時間が足りず、別途の検討機会を作って、横浜版の学習指導要領を作っている。全ての公開には、非常にエネルギーが必要で事務方も疲弊する。本当に公開すべきかどうかを考えたい。さらに、形骸化の懸念もある。上がってきたものを追認するだけの教育委員会組織の現状も全国的にある。あるいは、横浜市の場合は事務局から上がってきた案を追認するのではなく、ひっくり返る事もある。いかにして委員が自覚を持つ、1人だけでなく6人全体が自覚を持つか、教育委員の人選が重要。その意味でも、首長の責任も含めて出す方が現実的である。教育委員会連絡会の内容を公開するのには私は反対。

(渡邊委員)

一部を公開では、必ず事務方が調整をする。最初の段階は、全部公開としないと駄目なのではないか。最終的な落としどころは、ご指摘の通りかもしれないが、事務方の調整力は非常に強い。

(白石主査)

渡邊委員の言われる公開は、議事録の公開かそれとも会議体自体の公開か。

(渡邊委員)

両方を考える。本当は、議事録だけで良いと思うが、他方で議事録のみでは弱いのではないかとも思う。不信感もあるので、全てオープンにしたい。個人的には、教育委員会を解体するしかないと思うくらいである。一つの案件を見ても先生よりで、正式な判断がない。しっかりした教育委員会もあるかと思うが、解体できないなら、公開するしか改善策はない。

(門川委員)

直接行政をやる市町村教育委員会と、僭越だが、間接行政の都道府県教育委員会に違いを感じる。直接行政を行う市町村教育委員会は、頻りに学校に行き、保護者・地域の声を

聞き、教育委員会会議に必ず傍聴者が有り、学校での様々なことに関して情報公開の膨大な手続きを行うなど、大変苦労している。制度が過渡期だからやむを得ない所もあるが、そのエネルギーを子供の教育にかけたい。会議録をつくるのも限られた人員の中で大変だ。教育再生会議も全部ホームページで公開しているが、見てもらえずに秘密会議と批判される。情報公開をしても、特別な人にしか読まれないのが現実。他府県の非常に意欲ある教育委員の発言が、魔女狩りのように部分だけが取りあげられて攻撃を受けることも現実的にある。教育行政で大切なのは、子供に、市民に対してどう責任をもち、一つひとつの学校がどう良くなるかである。教育委員会の委員の一人ひとりの発言や行動を公開する、この原案に対しては賛成だが、一番大切なのは、学校評価と改善であり、教育委員会の具体的な施策の評価。効果を点検して、市民に公開して、意見を募り参画してもらい改善していく事が大切。形式や手続きをがんじがらめにしてもどうかと思う。留意が必要。しかし概ね妥当なまとめである。

また、一次報告に、当事者意識が大切で、社会総がかりとある。今国会での法案提出にも賛成だが、報告取りまとめに際し、都道府県教育委員会や、市町村の教育委員会などの当事者があまり議論に参画していないのも事実なので、法律で決めてしまうと、それが一人歩きする。再生会議でこの3ヶ月真剣な議論がなされ、充分議論尽くされた所とそうでない所がある。マイルドとも言われるが、法律で決めるならこういう事ではないか。出来るだけ早く一致した部分の法律を通して、頑張る教育委員会がモデルを実践していき公開する。同時にだめなところ、責任を果たしていないところには、文科省が強力な指導、是正措置を行う。そして、次にどういう改正を行うかである。

教育委員会の目的、任務の明確化については、その通りだが、せっきくの地方分権の中で、地方が創意を活かしながら責任もって教育する事と、国が責任を果たす事の調和が大切。「教育委員会は国が定める基準や指針に従い」とあるが、国が細かい基準を作るべきではない。

(白石主査)

箸の上げ下ろしまではということか。

(門川委員)

そう。国が定めるのは、大綱的基準とすべきである。それから、教育委員会が地域住民に充分説明責任を果たす事は大事だが、そこに「地域住民の参画、参加を得て」をいれるべきである。

2. に教育委員会の事務局機構の専門性が問われているが、小さな市町村の教育委員会の統合も必要。危機対応ができない、指導主事がほとんどいない、全職員の数%に過ぎないなどが背景にある。教育長と事務局職員の専門性を高めるため、優秀な人材を確保し、LD、ADHD、あるいはカウンセリング、危機管理などの専門家を育成し専門性を高める事が必要。但し、それを細かく法に盛り込むかは、充分議論いただきたい。

3. の教育委員については、その通りだと思う反面、保護者については、少子化の中にあり、子供が一人しかおられず、教育委員を1期4年なら良いが、例えば2期8年委員をやるとすると、普通、子供が途中で、その間に高校に進学する。義務教育の保護者に限定せず、また準義務教育化している高校生の保護者でも良いのではないか。

4. の「自己評価と第三者評価の導入」の項目にも評価結果を公開することを入れて欲しい。この中の2点目の「評価委員会を置くことなどにより」との表記であるが、がんじ

がらめにすべきではない。京都市の例でいうと、外部有識者による政策評価委員会が教育を含めたオール京都市の政策・施策を評価しており、この5月市議会で、新たに仮称「行政評価条例」が出される。学校評価が条例化されるのは日本で初めてである。政策評価、事務事業評価、学校評価、交通、水道、外郭団体評価、公共事業評価など、条例上で定められて実施されるので、それと別に、教育委員会の評価制度をつくらなくても、これらの中に教育委員会評価を組み込めばよい。地方の主体性が発揮できるよう、がんじがらめにせず、読み替えが出来るように。そういう意味も含めて書いて頂いていると理解している。

7. の国と都道府県教育委員会、市町村教育委員会の関係のところ、1つめの点は必要だが、地方が責任をもって創意を生かした教育ができる地方分権という事と国が必要な範囲で責任を持つことの調和が大切だと思う。「教育委員会制度は地方分権が基本である」との表記を入れれば、誤解を受けないだろう。国が権限強化をして中央集権的なことをするのはないことを明確にすべきである。

(白石主査)

途中であるが、下村官房副長官にご発言をお願いしたい。

(下村官房副長官)

教育再生会議の皆さんに問題提起いただき、山谷補佐官も言われたが、今まで、7年8年かかったものを3ヶ月位で通すということで、有り難いが、急ピッチの、ある意味で大変な対応を与党、文科省、国会でも考えてくれるような状況になりつつある。それだけ皆さんのご提言は重要なことなので、国民からみて、こういう法律案がでることを本当に待っていた、期待していたということを出していただく事が、今後の議論でも非常に重要である。また今日の会議は非常に重要な会議であるので、率直なご意見をいただきたい。作られたものは、しっかりと我々の方でフォローを行い、なおかつ、早めに法律案として成立できるように、それが国民の、特に子供たちの教育現場の改善、改革になるようにしたい。その突破口はこの教育再生会議になるので、よろしく願い申し上げます。第一次報告もマスコミからはいろんな言い方があるが、教育の専門家的な人からみると、全部読み込むと、いい案である、大変すばらしい提案を出されているというのが、実際の現場の声である。すばらしい第一次報告を作られたことを改めて感謝申し上げます。

(葛西委員)

全体としてきれいにまとまっている。従って、いろいろな修飾語をつけると、かえって方向性が明らかでなくなるので、この原案をそのまま使うのが良い。方向性の話なので、この中で様々なエクスキューズを用意しても法案になった時には、なんの意味もない。主張の方向性が明確であることが重要。その点で、肝要に良くまとまっている。これができて、教育委員会がどうなるかは、運用を含めての問題でもある。運用において必要なのは人の問題、人材を得られるかどうか。制度や組織をうまく作っても人材を得なければ動かない。あとは運用の問題と割り切って進めたい。

(品川委員)

全体は分かりやすく良い。三点ほどお話ししたい。

一点目に、機能している教育委員会とそうでないところの違いだ。両者の違いは事務方にある。門川委員が専門性だと発言されたがその通りであり、付け加えるなら教育長のり

ーダーシップのもと、事務局機能の基盤整備、つまりゴールを明確にして機能強化を行っているかどうかにあると考える。特別支援教育一つとっても、LD、ADHD等のある子供たちへの指導を来年度から全国で一斉に導入するが、すでに10年くらい前からモデル事業を引き継ぎ、すべての子供たちへの支援を視野に入れて動き始めている教育委員会もある。そういった教育委員会では年間に300~400校を一人の指導主事が回らされていたりするのだ。一方で、議会がお金をつけないから、国のガイドラインがないから、国が予算をつけてくれないからなどの理由をいろいろとあげて「やりたいけれどできない」と平気でいう教育委員会も少なくない。そういった教育委員会の教育委員は、学校現場での問題を保護者が訴え出たとしてもものれんに腕押しだったりして、教育行政そのものを事務局任せの状況だ。教育委員については年齢の分布をみても分かるとおりに、高年齢の方が多く、今の教育状況をどこまで把握されているのか検証もできない。また、校長の「あがりのポスト」になっている自治体があるのも否めない。はっきり書かないことも選択肢の一つなのかもしれないが、事務局の職務の明文化が必要だと取材をしてきた立場で考える。

二点目、第一次報告検討時に指摘したが、教育長の上に教育委員がいる構造を変えることも、会議で提言して良いのではないか。実際に動かしているのが、教育長と事務方という、いわゆる行政の人なら、教育委員がその上にいるのは現実的にはナンセンス。教育行政のプロがやっていることを、教育委員がチェックするのか、機能そのものの在り方を考えたい。

三点目、「文科大臣が是正のための勧告を行い」に、現場から疑問の声はでないか。この表現では国の管理を強めると再生会議が考えていると、誤解されやすい。そういう話し合いにはなっていないはずだ。言葉の使い方には細心の注意を払うべき。一次報告も本文に書き込まれてある内容がきちんと読まれず、また報道もされず、見出しだけが広まったため全体的に浅薄な内容として受け取られた経緯もある。

(渡邊委員)

教育委員長が常勤化を提案したい。教育委員が、非常勤で非常勤取締役のような働きをしているが、教育委員長が委員長としての仕事をせず、教育長がほとんどの実権を握っている。教育委員のTOPである教育委員長がリーダーシップを発揮するには、常勤でないとならない。役割を明確にするほど、常勤化が必要。

国の関与についてだが、今回の教育委員会制度の抜本改革の最も重要な点は、指導助言に勧告・指示がつくことで、それをゆるめると、何が変わったか国民に分からなくなる。強めるということだけでなく、無責任だった所の責任を明確化するという意味での勧告・指示は、強調すべきである。

(葛西委員)

会議体と執行体とは機能が異なる。教育長をトップとする執行機関の上に、教育委員会という会議体があり、直列な形になっているとうまく機能しない。ここにあるように、会議体は、目的・任務を明らかに、基本的な方向を決めて執行体に委ねる。教育委員会と教育長以下の教育現場の関係イメージとしては、例えば内閣と国会、あるいは、会社で言えばCEOと取締役会のような関係で整理されていることが望ましい。

(白石主査)

6. の箇条書きの所に、「留意する」とか、「充分配慮をする」とか、「校長の意見具申を

尊重する」などあるが、法律に書くことによって運用されるのか、担保措置、チェック機能をどうするか併せて考えなくていけない。

二点目は、第三者評価機関の所であるが、予算化されていないため、具体的に書き込まれていないが、国の独立行政法人の活用も含め、主語と期限が分からない。この会議で、主語や期限を明記したい。また、門川委員が、国の権限強化でなく、協調路線と言われたが、表現の工夫で読み手に誤解を生まないようにしたい。職員の専門性向上については、具体的に法案化の中でどういう文言で書くのか、各教育委員会は、職員の専門性向上のため研修制度などを含めて、一定の措置を組み込むと書くのか。

(義家委員)

事務局の専門性については、首長の意識が大切。一般の地方公務員なので、人事異動で、責任者が3年や4年に一度代わる、あるいは2～3年、教育委員会に行くような人事もある。県の財務などに比べ、教育委員会は、地方公務員の一般の意識としては、ちょっと面倒とか、辛いと思われて配置されることもある。教育委員の人選もあるが、首長の自覚が大切で、自覚を持って教育委員会の人選をする、事務局のプロを養成するという体制が出来ないと、どう制度改革をしても机上論になる。教育委員会における首長の関与でなく、教育委員を選任、議会にかけるのは首長なので、首長の責任について、踏み込むことができるかどうかである。

もう一点、政令市である横浜市は人事権をもつが、教員の人件費は県費負担。教員数17000人。大量な教員数があり、神奈川県全体から考えても大変な学校も多数あるが、定員を増やそうにも人件費を持っていない。政令市独自の方策がだせない。今回、指導力不足教員、有給休職教員の調整手当を一律4%から1%におとしたが、市立高校であり、横浜市が人件費をもつからできた。政令市における県費負担を市費負担にして、財源委譲をすすめると、地域に密着した、現実に即した教育改革が出来る。その辺を今回に入れるか、後に盛り込むか、具体的に現実をだして議論して欲しい。

(白石主査)

みなさんの意見は、教育委員個々も大切だが、教育を司る教育長の役割も重要。その職員の専門性向上と同時に、教育長のリーダーシップ、バランスも重要で、公務員の中からのローテーションで良いかのご指摘あったが、教育長については、見識ある外部の人ではダメか。

(義家委員)

例えば、門川教育長は、ずっと教育行政畑の中におり、非常に専門性あり、良いところも悪いところも知っている。

(白石主査)

門川教育長のように10何年いらっしゃるような方は、ごくごく珍しいのか。

(小野副主査)

門川委員のような教育長がいれば、ほとんどの問題は解決すると思うが、全部の教育長にそういう人材を得られるかには課題があり、システムとして解決したい。自身も教育長を3年やったが、事務局の職員の中には、教育委員会に飛ばされたと思われた首長部局の

人もいた。そうでなく、教育委員会は大切な所である。私がいた市には、係長試験があり、以前は教育委員会から受かる人が少なかったが、教育長時代に、係長試験の合格率をあげるよう努力した。教育長が頑張ると、かなり変わる。事務局の専門性を高めるための研修、人材を得る措置は必要ではないか。

(白石主査)

なかなか単年度で良い人と言っても動かないのか。

(小野副主査)

若い人を教育長にすればかなり変わる。

(葛西委員)

人事は意識の問題。法に書いても解決しない。トップが意識を持ち、人材を必ずそこに配置するという運用があって初めて、法律化されたものが生きてくる。そして、そのように世の中の意識を作り上げる以外に手がない。

(門川委員)

「地方教育行政の組織および運営に関する法律」の第19条で、都道府県の教育委員会には、指導主事、事務職員、技術職員、その他の所要の職員を置くことあり役割等も書かれている。他方で市町村教育委員会については、都道府県の規定に準じてとあり、トーンが落ちている。市町村も含めて規模に応じて、指導主事と専門性のある行政職員を置くか書けないか。あるいは努力規定でもかまわない。そういうことが一切なされていない。文科省には文部科学行政の専門家がいる、地方に指導主事など教職の専門家がいるが、教育行政を専門にする行政マンが育ってない。育てるようなところもない。教育委員会事務局の指導主事その他の職員の所の表記を少し変えればどうか。他方で、行政はシンプルであるべきという要請との両立も考えたい。

(川勝委員)

現場の意見を尊重したい。この原案自体はよく整理されている。柱は、門川先生の言われる地域分権と、専門性だと思うが、この中で、地域分権よりも国家管理が表に出すぎている。専門性については、特に6.のところで、小野委員からもご指摘あったが、各市町村の教育委員会に一定の人事に関する権限を委譲という部分、これは「できるだけ」で良いのではないか。関連して都道府県の教育委員会は、「調整に限る」ことをより明確にしたい。

教育委員長と教育長の相違は、分かりにくいので、実態に合わせた名称に変えてはどうか。また、ここで教育委員長の役割、教育委員会が形骸化しているから、明確にするために、一定期間、2～3年程度に任期を延長。これで、教育委員会の中身は良くなるのか、良い方になるか不明なまま、互選を改めて良くなるものなのか。

教育長、教育関係の事務局の専門性を高めるといふのは、門川委員ご自身がその証のような人であり、それを理想とするなら、頻繁に変わるのは困る。一方で、私立の小中学校には教育委員会の指導が及んでいないが、その人事や教育ができていながら、校長の権限が高いからと分かる。そこから、現場におろしていく方向を念頭に、文案を書き進めたい。

非常に大きな教育改革の枠組みは「美しい国づくり」。これは、上から言うと統制になる。地域分権をして、それぞれの地域でその良さを活かした地域作りをしたい。その基礎に教育があり、その事務を司る教育委員会に権限をおろしたい。都道府県は市町村の教育委員会に対しては調整にまわり、市町村の教育委員会は人事権を出来る限り持つ。

そして、教育長は専門性保証のため、それがわかる分限を敢えて書く。法律的に出来るか分からないが、専門性を持たねばならないことを含めたい。

（渡邊委員）

教育委員会の組織図をみると、企業で言うと教育委員長がCEOで、教育長がCOOにあたる。教育長は職員でないとの意見もあったが、私はそう思わない。実際、教育委員を2年～4年勤めて内部を理解すると、教育長にはむしろ外部の人間の方がふさわしい。資料の教育長の直前歴をみても、ほとんど前職が教育委員会の関係責任者や地方公務員で、簡単に言うと先生のお仲間が多く、人事では情実人事が行われやすい。教育委員会を地域における学校教育の経営と考えると、同族経営のような仲間でなく、教育長は外からでよい。ここに書く必要はないが。

（品川委員）

一律に言うべきでないかもしれないが、虐待問題と児童相談所の関係で説明したい。虐待への意識が高まり虐待防止法も出来、虐待問題への取り組みも盛んになってきているが、専門的な職員を置く児童相談所はまだまだ少ない。もちろん、自治体の予算で心理職の職員を採用して虐待問題に対応した自治体もあるが、自治体によっては直前まで全く関係ない部署にいた人が人事異動で児童相談所にやってくるケースは少なくない。虐待も心理・福祉のプロが現場にいることが子供たちを守ることになるし、教育も行政のプロだけでなく教育の専門家が事務局にいることが子供たちにとって大きなメリットになる。つまり、教育行政は、教育長はビジョンやリーダーシップのある人であれば外部の方でもよいのかもしれないが、実際に動かす事務方には、教育行政のプロが全員でないとしてもいることが、子供たちの教育権・成長発達権を保障することに直結すると強調したい。教育行政も、数名の教育行政のプロを採用時から育てて、同時に、外の風を入れるために、それ以外の人をいれることを検討してみてもどうか。門川委員の京都市は言うに及ばず、現行制度のなかでうまくいっている教育委員会は、事務方の大きさに限らずこういった点が共通しているように思う。

（義家委員）

人事権を持つことは組織としてとても大きく、人事権なくして頑張れといっても、甘く見られる。市町村に人事権を委譲することに全く疑いない。

但し、地方の小さい自治体、町村の教育委員会になるほど、学校と癒着するので、それを改めずに、権限だけ与えるのは良くない。癒着構造にメスを入れる必要がある。

他方で、有事の時、教育委員会の力の保証が必要な事件が起きた。北教組のいじめ調査拒否である。北海道では、滝川事件も含め、深刻ないじめがあったにもかかわらず、北教組は反対して、いじめ調査をしないという事だった。とんでもない状況だ。教育委員会の権限強化とともに、有事においては国がバックアップすると明記したい。一見、7、の所は、国家、国の権限強化と読めるが、現実にこのような信じられない事態もある。こうした著しく適正を欠く所には、国が対応することを明記、あるいは口頭で伝えるのも良い

が、誰も対応できないようでは困る。道教委は、これまで北教組と対立しながらもやってきたが、抜本的改革ができていない。広島は文科省から来て、客観的な立場で改革を行い成果を上げている。もちろん道教委、首長がその気にならないといけませんが、そして、有事には後押しできるように国の権限を入れれば、誤解なくコンセンサスが得られるのではないかと。

(海老名委員)

地域の指導教育委員を仰せつかっており、10日ほど前に、荒川区の高校に伺った。医務局の教員が生徒からいろいろな相談を受ける中に、6万円を持ってこいと言われたという内容があったと話ができた時に、校長先生、副校長先生が話を止めてしまった。後日、その件を学校で処理したと報告の手紙がきた。相談を受けた医務局の先生はとても真剣であったのに、それを止められた訳である。とんでもない。学校内で納めずに、事件があったら公にして、教育委員会で視察に行くとか、話を聞くなどの機会をつくらないといけない。現場には、まだまだ課題がある。どんどん、教育委員会が視察に行くなど手を伸ばして欲しい。

もう一点、義家委員に、先日の自殺で亡くなった生徒さんの事を伺いたい。

(義家委員)

先日のケースは、被害者が加害者になり、自殺してしまった。いじめ問題を放置するとこういう事も起きる場合がある。加害者側に加担しないといじめられる、加担を強制されるいじめという場合もある。

(白石主査)

ここは、議論を先に進めたい。本日、教育委員会についていろいろな意見があったが、取りまとめは、主査、副主査に一任をいただいてとの意見もあった。本日のみなさまのご意見を取り入れるという条件で、細かな文言含め、主査、副主査に一任頂いて良いか。

(小野副主査)

今日のみなさまのご意見をできるだけ取り入れる。

(門川委員)

市町村教育委員会、学校への権限委譲の文言についてである。尊重、留意、配慮という表現は、曖昧との指摘もあったが、校長の意見にもプレッシャー団体の影響がある場合があり、これ以上に良い言葉はない。人事は結果が大事で、人の意見をどれだけ尊重したかより、権限あるものがトータルで判断し、責任を持つことも重要である。配慮、尊重とは、あいまいな言葉のようだが、法令にそのことを明記することで大きな意味がある。

(小野副主査)

常勤化のところは難しい面がある。ご意見は理解できるが、2名トップが常時いると難しさもあると思う。

(渡邊委員)

一任する。

(白石主査)

一任いただいたということで、教育委員会部分の議論を終わり、資料2について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局より資料2「第1分科会における第二次報告に向けての検討課題」の説明

(白石主査)

3つの分科会で、第3分科会は高等教育、プロジェクト、第2分科会は就学前教育と、年齢段階に応じた検討項目があるが、いずれからみ出せる内容や共通課題などは各々の分科会の中で議論して、他の分科会に渡すという理解で、ここでは第1分科会の実施事項について、ご意見ををお願いしたい。

(門川委員)

教育内容を増やす、教科書を見直すことなどは、具体化を急ぐ必要がある。前回の平成14年の指導要領改訂は、告示が平成10年12月で、新教育課程のスタートまでに3年4ヶ月かかった。今が19年で、早く対応して22年。学習指導要領に関わることは中教審にお任せするところが多いと思うが、早くやらないとさらに遅れる。子供がどんどん卒業する。学習指導要領とか、小学校英語の在り方などは、スピードアップが必要。

(品川委員)

教科書、授業時数、外国語教育なども大事だが、こういった内容は中教審でも検討されるテーマだ。今後の検討課題として、ぜひ中教審等がテーマにしていけないような事柄を入れていただき、省庁を超え、あるいは従来の教育内容を超えたもので、子供たちの成長発達権を保障するようなものを提案していきたい。たとえば、せっかく第一次報告に読み書き計算だけでなく、問題解決能力や対話意思疎通能力、対人関係能力の向上について触れているのだから、それらを今後の検討課題に入れて欲しい。フィンランドの教育が評価される理由はいろいろあるが、論理思考能力、批判的思考力、問題解決能力、コミュニケーション能力、クリティカルライティングなどを具体的な授業として導入している点は見逃ごせない。これらは申し訳ないが、従来の英国数理社とはちがった、科学的根拠のある専門的指導方法が確立しているスキルだ。問題解決能力、コミュニケーション能力などを身につけることが、結果的にいじめなど学校内の問題解決のベースになるし、社会に出てからの生きるスキルにつながる。

(白石主査)

具体的には、柱立てを別にするのではなく。学習指導要領の改訂に関わる具体的提言の中に、盛り込むと言うことでよいか。

(品川委員)

例えば今までも国語教育の中にコミュニケーション能力を身につけるといった内容があったが、それでは不十分である。クリティカルライティングやコミュニケーション能力、問題解決能力、対人関係能力などをエビデンスに基づいた指導方法で、具体的なスキルとしてたとえばワークショップ型の授業などで教える必要があると考える。既に総合学習の時

間で取り組んでいる自治体もあるが、自治体間の差が生じないようにしたい。

（義家委員）

学習指導要領を優先するのは賛成。しかし、授業時数の増加もあわせて検討したい。単に増やすといっても、教える知の量はこの 10 年で増えている。道徳教育も充実させたい。また、情報リテラシー教育もしたい。それからご指摘あったコミュニケーション能力など、教える内容も増えている。10%の時数増加をそれらにあてると、結果的に基礎学力向上が曖昧になる。問題を突き詰めてそれをどう保証するか、授業時数の問題と学習指導要領はあわせて検討したい。夏休み短縮で時間を捻出するのか。ハッピーマンデーで休日が増えた事により、授業時間数が、単純な完全週休 2 日制以上に、実質的に減った。本質的な議論を学習指導要領とあわせて議論しないと、現場サイドでは、誰がどうやって、進めるのかということになる。

（渡邊委員）

第二次報告では、教員養成、採用、研修を明確にすべきだと思う。5年間で2割以上の特別免許状交付を増やすことについて、現場の教育委員会は混乱している。2割の増加に、どう集めるか、ペーパーの免許状だけ持ち先生になりたい人などをどうするか、教員免許取得を目指す人が可哀想でないかなど議論が行われている。私は神奈川県で、これは目安だと説明した。大事なことは、先生になるための基準があり、その基準を満たす人が足りなければ、一般人からも集めるということだが、その採用基準が曖昧である。神奈川県でも、現場で大学生の適性判断を10分の授業でやっているが、できるはずが無い。既に2008年3月の採用が始まろうとしている。混乱を避けるためにも、採用基準や、同時に現在の教員の基準についても明確にして、早急に発表したい。

（葛西委員）

学習指導要領と教員養成のいずれも大切であり、その順番でよいと思う。学習指導要領については、新しい時代には必要なもの、例えば、IT教育や、株の売買の授業など、それら全部に対応しようとする教育そのものがおかしくなってしまう。基礎となる知識があれば、思考力、空想力は自然に育つ。現在、基礎学力が落ちてきていると言われているので、基礎学力である数学、国語、英語、理科、社会の必要十分な知識をいかに身につけるかが大事であり、その基礎となる土台ができて、次に品川委員が言われたクリティカルな思考がその上に育つことになる。平板でなく、優先順位をつけることが重要。教員免許について、第一次報告で多様化した教員採用とあった。これはすぐにでも実行できるものだし、やらなければならない。法律や予算と関わらず進めることができるし、一方で教員の大量退職が進行している今の時期こそ好機である。ただ、どんなに面接しても学校をでたばかりの人が即戦力になる人格力を持っているかの判定はできない。最初はOJTみたいな形で、成功体験、経験を積んで人は成長するものですから、その人の持っている気持ちの常識性、心身の健全性、専門知識が大切だと思います。人間が好きで心身が健全で知識をもっていれば、後は体得するという世界であり、教育技術や教育学を教えても実用にはならないと思います。当社でも大学院卒の技術系社員を採用しているが、それでも即戦力にはならない。教育は土台の高さを高められても即戦力につくれない。この考えで先生の選抜もすべきである。例えば、会社で10年間、人を使う仕事をして、一定の技術をもつ人は、恐らく教育心理を勉強してきた人よりも良い先生にすぐなりうる経験をもっている

と言えるだろう。そういった多様な素質、経験の評価、人間の基本的な対人親和性をいかに評価するかに重点をおくべきだと思う。

(白石主査)

これまでの議論で、教員の資質の向上にも、どういう先生を入れるか、今いる先生にどんな能力を求めていくか、問題を抱える先生をいかに検証して、免許を取り上げるのかなどがあったが5月まで盛りだくさんで、優先順位をつけるべきは自明。学習指導要領と教員の資質向上が大切とご意見をいただいた。その中で、どうするかだが、教育振興基本計画、これは文科省、中教審でも議論されるので、再生会議がディテールまでやるには、重複感がある。また中教審の後追いの議論だと言われても残念。本当に大切なのは、新しい事をたくさん実行するために、いかにお金をつけるか。今、教育現場で様々な予算をつけられているが、それが学力向上の役に立つのか、あるいは無駄はないかなど。あわせて、新しい予算をいかに確保していくかなど、振興計画よりも財源確保の方が、大事だと思う。今日の議論とそれはセットになると思う。

(小野委員)

詳細についての意見は不要だが、骨太のことは是非ここで言いたい。教育振興基本計画は、教育基本法が作った最大の目玉である。教育再生について、何が必要かいいたい。

(下村官房副長官)

中教審の議論と重なる部分は、早めにだしていただかないと、議論をして教育再生会議として結論をだしても、全く今度の法案には関係しないことになる。あるいは、対立する議論がでてしまうなどがあり得る。教育振興基本計画も文科省で今やっているのと同じようなことを同時並行でやってもあまり意味がない。教育振興基本計画のどの部分を文科省がやっており、どの部分をやっていないから、教育再生会議で提案するのか。つまり文科省が今やっていること、それから、三法案に向けて、それぞれ準備をしていること。また、法律案でなくても、3月中にやると言うことで、文科大臣がやっているいじめとか体罰に関する通知改正。それらを整理分けして、他と重複しないで再生会議が出来るのは何かを、事務局側がよく整理をして、みなさんに問題提起をしてほしい。整理が必要である。

(白石主査)

是非その整理はお願いしたい。

(山中副室長)

これまでの議論を踏まえ、重複してもいけない。再生会議で議論して頂き、それを骨太や、あるいは今後の教育再生に活かすために焦点化をして、やっていきたいものをご相談して作る。

(白石主査)

今後の進め方は、事務局にて再整理いただき、もう少し細かな項目も含めて、ご提案頂く。ここで池田座長代理、山谷総理大臣補佐官、下村官房副長官にご意見を頂戴したい。

(池田座長代理)

教育委員会の抜本的な見直を行うにあたっては、トップダウンではなく、ボトムアップで行いたい。現場にある課題を集約してボトムアップしていく作業が必要である。トップダウンに見える進め方は、厳に慎むべきだ。また、ボトムアップでそれぞれに検討をしても、やはり最後には、教育委員会そのものの責務、役割を明確にしないと、抜本的な解決にならない。是非とも今日の議論を積み上げて、最終的に都道府県教育委員会、市町村教育委員会の使命、役割を明確に、外から見えるようにしたい。

(山谷総理大臣補佐官)

第一次報告の4つの緊急対応のうち、体罰の見直しを、平成18年度中に見直すと思ったが、本日文科省から通知をだす予定と聞いている。60年間見直されなかった通知が、教育再生会議の提言により、この4月の新学期に間に合うということになった。感謝申し上げたい。

それから、本日もご検討頂いた第一分科会のこと、また、教育振興基本計画に絡むことなど、中教審で教育基本法改正とともに、教育振興基本計画も同時に議論をされているが、その内容をみるとかなり詳細である。それに重複することを改めてやるという事ではなく、教育再生会議としてやるべきことは、教育振興基本計画といっても、例えば、家庭、地域社会、学校との連携、あるいは勤労体験など、改正教育基本法でかわった条文に基づいて第1～3分科会全てに関わる案件、あるいは優先順位をつけていく、骨太方針に入れて、経産省、厚労省、あるいは少子化対策などとドッキングして財政基盤の充実という形でいられる可能性が非常に高いものなど、様々な角度から優先順位をみなさんのご意見を聞きながら事務局として整理をして議論したほうが、結果を出せる第二回目の取りまとめになる。従って、教育振興基本計画と、財政基盤確保をセットで、第1、2、3分科会にまたがるような形で、ワーキンググループなどをつくり、たたき台を出した方が、あるいは効率的なのかもしれない。そういう進め方についても含め、次回までに事務局で、座長、座長代理とご相談させていただきながら、まとめてご提案する。

(下村官房副長官)

今回のような教育委員会の在り方についての議論などは、特別にタイムリミットがあったということで、議論して頂いているかと思うが、今後、5月までにどのくらいのローテーションで会議をして頂けるのか、ご都合もあるかと思うので5月から逆算して、内容的な重複がないように。なおかつもっと本質的な所について、是非、再生会議として提案をしていただきたい。一般論でいうと、第一次報告については、いま目の前の公教育をどうするかと言うことで具体的な提言をしていただいた。これは、すごく評価が高い。次は、理念、哲学である。何のための教育再生なのか。本質的にこの国を教育理念、哲学でどういうふうにするかという事は、中教審でもなかなか難しいテーマだと思うし、また国会や与党の議論から出てくるのも難しい。こういう事を再生会議で問題提起いただけるということには、すごく期待感がある。本質的な教育理念、哲学にもつながるようなもの。これは必ずしも第一分科会ではないと思いますが、かなりそういう意味で骨太なものを、取りまとめて問題提起いただければ、方向としては大変有り難い。それも重ねて、そのことも含めてお願いしたい。

(白石主査)

事務局から、今後のスケジュール、事務連絡などをお願いする。

(山中副室長)

第一分科会については、教育委員会改革についてが終わったので、まずは5月、そして12月までに何をやるか整理をして皆様にご提案申し上げます。

(白石主査)

それでは、本日の第一分科会を終了させていただく。お忙しい中、ご参加頂き感謝。